

加賀市スポーツ優秀選手及び スポーツ功労者表彰規定（内規）

表彰の基準

H12.5.22 改定
H15.7.14 改定
H28.10.7 改定
R 5.1.23 改定

1 スポーツ賞（スポーツ優秀選手に授与）

(1) 国際大会、全国大会に出場し入賞した者。

- ・全国大会とは国民体育大会、日本選手権（各種目別）をさし、これに県代表として参加し入賞した者。

(2) 県単位をこえる大会において優秀な成績を収めた者。

- ・県単位をこえる大会とは北陸三県以上にまたがる大会で、県スポーツ協会または当該競技団体の主催する北陸三県スポーツ大会、北信越大会、中部日本大会等をさし北陸三県大会では優勝、北信越大会及び中部日本大会等においては三位以上、または、これらの大会で県新記録を出した者。

(3) 全日本ランキング十位以内に入っている者。

石川県記録を樹立した者。

その他特に顕著な成績をあげた者。

(4) 連続で候補に上がる場合は、前年度を上回る成績をあげた者。
【原則、加賀市在住で18歳以上】

2 スポーツ功労賞（スポーツ功労者に授与）

(1) 多年にわたり体育・スポーツ団体に従事し、特に功績の著しい者。

(2) 多年体育・スポーツ団体の運営や選手の育成に尽力した者。

(3) 体育・スポーツの向上発展のため寄与した者。

(4) その他、体育・スポーツに関し特に功労のあった者。

(5) 当協会に加盟して7年以上経た協会・連盟で、受賞者年齢が45歳をこえる者。

※ 高校生以下で上記スポーツ賞に該当する選手に対してはライオンズクラブスポーツ賞に移行（平成28年度表彰より）

※ 前項に該当する者で期間は令和5年1月～12月実績による

※ 被表彰者は単位協会・連盟の推薦を受けたものに限る